

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月5日

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会 長 林 昭 男

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和6年度から10年度鳥取県立武道館清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 業務の場所

鳥取県米子市両三柳3192-14鳥取県立武道館内

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の害虫防除

(3) 本件調達のお知らせ日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、公告日現在において、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項の規定により、アからイまでに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事の登録を受けている者であること。ただし、公告日現在において、アからイまでに掲げる事業に係る作業の監督を行う者（以下「監督者」という。）の必要な資格及び雇用関係を確認できる場合に限る。また、アの監督者については、鳥取県内在住又はおおむね1時間以内に鳥取県立武道館へ到着することができる者であること。

ア 建築物衛生法第12条の2第1項第1号または第8号

イ 建築物衛生法第12条の2第1項第7号

(6) 平成31年4月1日以降に国又は地方公共団体若しくは国立大学法人、地方独立行政法人の施設を管理する者が発注した、延べ床面積7,000平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 鳥取県立武道館契約担当

4 入札手続き等

(1) 入札の手続きに関する担当部局

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳3192-14

鳥取県立武道館 担当：山岡

電話 0859-24-9300

(2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年2月5日（月）から同年2月19日（月）までの間に以下のホームページから入手すること。

鳥取県スポーツ協会ホームページ (<http://www.sports-tottori.com/>)

鳥取県立武道館ホームページ (<https://www.budoukan.jp/>)

ただし、これにより入手できない者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年2月5日（月）から同年2月19日（月）までの日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

鳥取県立武道館事務室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年3月5日（火）午前10時00分 即時開札

イ 場所

鳥取県武道館内 会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を令和6年2月21日（水）午後5時までに4の（1）の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。（鳥取県会計規則第123条3（2）による。）

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件入札は、令和6年度から令和10年度までの鳥取県立武道館の管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）の成立を前提に、開始前準備行為として行うものであり、令和6年3月31日以前は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を決定し、その者に対して最低価格者である旨を連絡するだけに留めるものとする。

協定書が成立した場合には、令和6年4月1日付けで本件入札による落札者の決定と契約の締結を行うものとする。ただし、協定が成立しなかった場合には、本件入札にかかる契約を行うことができない。この場合、本件入札等に要した全ての費用について当会に請求することはできず、本件入札参加者の負担となるものとする。

(4) 手続きにおける交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による